

競争的資金等の運営・管理の責任体系

福祉村病院長寿医学研究所は、競争的資金等の適正な運営・管理を行うため機関内の責任体系を明確にし、機関内外に公表しています。

福祉村病院長寿医学研究所では、公的研究費の取扱いに関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づき責任体系の明確化を図っています。

■ 競争的資金とは

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）の競争的資金等一覧、並びに科学研究費補助金取扱規定第 4 条第 2 項の特定給付金等を定める件（平成 16 年 8 月 24 日文部科学大臣決定）第 1 条第 1 項及び第 2 項の各号に掲げるものをいう。

■ 運営・管理における責任体系

- 最高管理者：理事長〔第 4 条 2 項〕
本研究所における競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- 統括管理責任者：研究所所長〔第 4 条 3 項〕
最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 部局責任者：必要に応じて理事長の任命のもとにおく〔第 4 条 4 項〕
部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。